

登園許可証明書

_____ 保育園殿

園児名： _____

生年月日： 平成 年 月 日生

保護者名： _____

病名：（表1・表2のチェック欄に 印）： _____

上記の者について、症状も回復し集団生活に支障がない状態になったため

平成 年 月 日より登園可能と判断いたします。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

表1 学校感染症第2種・第3種

	チェック欄	病名	登校停止期間
第2種		麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
		風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
		水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		流行性耳下腺炎	腫れが消失するまで
		インフルエンザ	解熱後、3日を経過するまで(*1)
		百日咳	特有の咳が消失するまで
		結核	感染のおそれがなくなるまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消失し、2日経過した後
第3種		流行性角結膜炎(はやり目)	感染のおそれがなくなるまで
		腸管出血性感染症(O157、O26等)	感染のおそれがなくなるまで(*2)
		その他の感染症	表2

*1: 抗ウイルス剤(タミフル、リレンザなど)の使用の有無などにより、解熱時期は大きく左右されるため、保育所における感染症ガイドラインでは「発症後最低5日間かつ解熱した後3日を経過するまで」としている。また集団生活復帰後も咳などの症状がある場合はマスクの着用など配慮する必要がある。

*2: 症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの。

表2：第3種学校感染症 その他

- 1) 必要があれば、学校長が学校医と相談し、出席停止などの措置をとりうる感染症。
- 2) すべて一律に出席停止となるわけではない。
- 3) 出席停止の指示をするかどうかの判断は、医学的根拠と教育的配慮(児童、生徒やその家族の不安の程度、欠席者数など)を勘案する必要がある。
- 4) 以下の、 にその他として扱われることが多い代表的な疾患への対応の目安を示す。

条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症		
チェック欄	病名	対応の目安
	溶連菌感染症	適切な治療が行われていれば24時間以内に感染力は低下しているため、全身状態がよければその後は登校登園を可能とする。ただし、治療の継続は必要。
	ウイルス性肝炎	A型肝炎: 肝機能が正常であれば、感染力は低下しているため全身状態が良ければ、その後の登校登園は可能である。 B型、C型のキャリア: 登校登園は可能。
	手足口病・ヘルパンギーナ	高熱を認める時は髄膜炎など中枢神経系の合併症を認めることがあるため注意が必要。回復後も長きに渡って糞便中にウイルスが排泄されることがあるが、感染力はそれほど強いものではない。 厳密な流行阻止よりも患者本人の状態によって登校登園を判断する。
	RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いものは登校登園は可能である。 生後6ヶ月未満の児は重症化しやすい。
	伝染性紅斑	発疹が出現した時にはすでに感染力はほぼ消失しているため、発疹のみで全身状態の良いものは登校登園は可能である。
	マイコプラズマ感染症	急性症状から回復し、全身状態の良いものは感染力は低下しているため、全身状態が良ければその後は登校登園は可能。
	流行性嘔吐下痢症	急性症状から回復し、全身状態の良いものは感染力は低下しているため、全身状態が良ければその後は登校登園は可能。
通常出席停止の必要はないと考えられる感染症		
チェック欄	病名	対応の目安
	しらみ	治療は必要であるが、通常は出席停止などの必要はない。
	伝染性軟疣(属)腫	通常は出席停止などの必要はない。
	伝染性膿痂疹	治療は必要であるが、通常は出席停止などの必要はない。